

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

千葉県知事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に基づき、毎年「二級建築士試験」及び「木造建築士試験」を実施しているところ、その結果については、千葉県知事又は千葉県指定試験機関が合格した者の氏名を公告するとともに、本人に合格した旨を通知することとされており（千葉県建築士法施行規則（昭和26年1月23日規則第2号。以下「細則」という。）第4条第1項）、従来、合格した者の発表は掲示板等において氏名を掲載しているところです。

この点、受験者のプライバシーへの配慮の必要性や、他資格（社会保険労務士、宅地建物取引主任者等）においても合格した者に関する公告事項を氏名から受験番号へと改めている状況などを踏まえ、二級建築士試験及び木造建築士試験に合格した者に関する公告事項について、所要の見直しを行います。

2 改正の内容（予定）

- （1）細則第4条第1項に規定されている二級建築士試験及び木造建築士試験に合格した者に関する公告事項について、「氏名」を「受験番号」に改めることとする。
- （2）その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和4年11月下旬